

2025年2月28日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都新宿区市谷八幡町8番地
株式会社ティーケーピー
代表取締役 河野貴輝

Apaman Network株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ティーケーピー（以下「承継会社」といいます。）は、2024年12月26日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025年2月28日を効力発生日として、分割会社がその事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2025年2月28日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

（1） 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）
会社法第784条の2の規定による本件吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

（2） 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
会社法第785条の規定による株式の買取り請求はありませんでした。

（3） 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
Apaman Network株式会社は、新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

（4） 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）
Apaman Network株式会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に異議があれば1ヶ月以内に申述するよう2025年1月24日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

（1） 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）
会社法第796条の2の規定による本件吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

（2） 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
会社法第797条の規定による株式の買取り請求はありませんでした。

（3） 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）
株式会社ティーケーピーは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に異議があれば1ヶ月以内に申述するよう2025年1月24日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務

株式会社ティーケーピーは、効力発生日である2025年2月28日をもって、Apaman Network株式会社のfabbitのブランド名で営むレンタルオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス、会議室、イベントスペース、これら事業に関するフランチャイズ事業の各事業（専門家等の紹介、M&A支援、

上場支援、資金調達支援、スタートアップや中小企業の経営支援、出資に関する支援、アクセラレーションプログラムおよびそれらに関する一切の事業は除きます。)に関する権利義務を承継しました。その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額： 12,084,077円

承継負債の額： 17,934,760円

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2025年3月3日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当する重要な事項はありません。

以上